

平成25年7月19日

建設工事入札参加者各位

新潟市都市政策部技術管理センター技術管理課

総合評価方式案件における主任技術者の専任要件の緩和措置の取扱いについて

建設工事における主任技術者の専任要件緩和措置については、平成25年3月4日付けの財務部契約課長発出「主任技術者の専任要件の緩和措置について」によりお知らせしたところです。

主任技術者の兼務可能件数については、発注機関相互で2件までとし、手続については、契約締結後、「専任を要する主任技術者兼務届」を発注課に提出することとしています。

総合評価方式案件における同一配置予定技術者1名のみの記載による複数工事案件への入札参加の場合においても、専任要件緩和措置の運用を円滑に行う必要があります。

このことから、以下の関係にある入札案件について、配置予定技術者を他工事または他の案件と兼任させたい場合は、質疑期間内に質疑書により兼務の可否について必ずお問い合わせください。その際、下記留意事項にご注意ください。

- ① 一般競争入札で既に契約された工事と総合評価方式による入札案件
- ② 総合評価方式で既に契約された工事と総合評価方式による入札案件
- ③ 総合評価方式による入札案件と総合評価方式による入札案件

(本取扱いにおいて、総合評価方式による入札案件とは、公告され、当該公告において示される質疑期間を過ぎていない総合評価方式入札案件のことであり、以下「当該案件」という。)

なお、質疑期間内に質疑書による兼務の可否についての問合せがない場合、技術評価点自己評価表に記載の配置予定技術者については、他工事または他の案件との兼務の予定がないものとして審査します。

取扱いにつきましては、「自己評価にあたっての留意事項」等をご覧ください。

記

留意事項 1 回答する対象工事について

質疑により回答する対象工事は、(①)既に契約された工事、若しくは(①)公告されたものの契約に至っていない工事、または(②・③)公告され質疑期間を過ぎていない当該案件工事となります。

(ホームページでお知らせしている発注予定工事などにおいて公告がされていない工事案件については、回答できません。)

(詳しくは、最下段の【総合評価方式案件の疑義照会が可能な参考例】をご覧ください。)

留意事項2 質疑内容の記載方法と添付書類について

① 当該案件に関して、配置予定技術者の兼務の可否の質疑をする場合、契約済みの工事については、質疑書に契約工事名等(特定される工事情報)を記載することを避け、他者に、質問した企業が類推されることがないようにご注意ください。

(表記例:「○○○線道路改良工事」を「△道路改良工事」などと表記する。)

② 質疑の回答に必要な資料として、質疑書とは別に、契約済みの工事の発注機関名(国・県・市等)、契約日、工事番号、工事名、工事期間の情報が正確に把握できる契約書等の写し、及び工事概要が記載されたもの(様式は任意とし、写しでも可)を添付書類として提出してください。

③ 当該案件と契約済みの工事との位置関係を記した図(様式は任意。現場間の自動車通行経路、および経路距離を明記したもの。ただし、兼務しようとする工事施工位置が同一の場合は不要)を併せて添付してください。

【総合評価方式案件の疑義照会が可能な参考例】

下記において、「◆」契約、「◇」今後予定される契約、「○」公告日、「△」質疑書提出期限、「▲」回答期間、「◎」入札

